

ていふいます。基だいで迷惑をふかけいたし申訳けない次第
は是非ともご理解をいたさるべし。議決をいたさるべ
う切にお願いする次第でございます。

議長(中西虎蔵君)これより質疑を行います。

十三番(大久保一郎君)議長

議長(中西虎蔵君)十三番

十三番(大久保一郎君)議案第五十五号並びに五十三号はいずれもや
むを得ないものと存じます。が、今後にあつたべし。是非とも
町長に留意し、もういたいは百万円という金額を教育費
あるいは道路の問題にしよう。町としては相当効果的に使える
わけでございます。今までもこうした事故の関係、下水
のふたがどろしたとかあるいは水道の施設の事故もありまし
たが、今後水道、土木事業とあいまふべき点に願ひた

いと思ひます。

十六番(大野行天君)議長

議長(中西虎蔵君)十六番

十六番(大野行天君)ただいまの説明で納得いたしたことが、六月
の事故が今頃報告されるという事ではなく、そのおかげで何人か
の方を救つたわけに知らせていたのだ。又公明中、私物
のものは使わせない。あくまでも仕事は仕事としよう。はる
りし業務に専念させるようにしよう。たださういふ事を
要望いたします。

議長(中西虎蔵君)これに質疑を附したします。あはか
りいたします。議案第五十五号及び五十三号は案案通り決
するに異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君)「異議なし」と認めます。よき議案第五十二号及び五十三号は原案通り可決いたしました。

議長(中西虎蔵君)「日程第九昭和四十年年度福生所一般会計補正予算第四号案議案第五十四号を議題に供します。事務局をしい議案の朗読をいたします。」

(朗読議事休夜朗読)(省略)

議長(中西虎蔵君)「理事者から提案理由の説明を求めます」

森田助役

(助役 森田幸造君登壇)

「助役(森田幸造君)「議案第五十四号に於ておしめ評しをいたして説明申し上げたいと存じます。本予算案は第四号の補正予算におしめ、今回に於ておしめは裁入裁出おしめ、四十八百七十八万九千円を追億三千四百七十八万八千円とら

金額を補正いたしました。一提案申し上げた次第でございます。一時借入金の高額が本案に於ておしめ一億三千万円を定めたいと存じまして一提案申し上げた次第でございます。通称財政再建計画案定をいたした時にいろいろな審議を承りましたものでございまして本案の内容をいたしまして裁入の面から申し上げたいと存じます。二頁の地方交付税下でございますがこれは再建計画の時にも申し上げた通りいろいろな箇所の要請からいたしまして再建計画に於ておしめ一千万三千六百九千円の減収を確保するに至つたわけでございます。一箇所の減収をどうおしめ補正していくかという観点から再建計画に於ておしめ八月十五日が確定日となつたのでございしますが八月十五日が裁入の確定いたしましたものはおしめ裁入として取り上げ、全般的

に勘案いたしおし、減らすべしものには減らし、ふやすべきものはふやし、バランスをとるやうにいたしたためでございます。すなわち、地方交付税に上乗せする大きな減額を補うためには、所定税あるいは所定タバコ増徴税、電気ガス税、固定資産税等、調定の確定いたしおし、その中、収入の確定なものを見込ませ、一、二百八十九円も増額いたしおし、使用料手数料に、あつても増加の確定なものを見込ませ、計上し、一方手数料を減らし、計上いたしおし、あるやうな次第でございます。国庫支出金等も八月一日の時点において確定したもので、おぼつかまりと確定いたしおし、おぼつかまりが未確定なものの中、におぼつかまりも、おぼつかまりの実績を勘案いたしおし、計上いたしたものでございませう。裁入の面におぼつかまりは、おぼつかまり、平想以上におぼつかまりの収入を確保するものと存じ、

ある次第でございます。次に、裁出におぼつかまりませうが、裁出におぼつかまり減額されることとなりおぼつかまりしたものは先般末上程いたしおし、おぼつかまり給与等の支給率の減額から参ります。人件費等が主たるものでありおぼつかまりの他、八月一日の時点におぼつかまりの確定をせよしたものを勘案いたしおし、計上いたした次第でございます。すなわち、この減額のうち、大きな減額を占めます。すなわち、おぼつかまりの繰り上げ、充用金があつたのでございませうが、これは修正の予算額におぼつかまりは、九千五百万と計上いたしおし、二議決をいたしたため、おぼつかまりの繰り上げ、三十九年度の裁出を歸切りおぼつかまりした結果、おぼつかまりありますところ、おぼつかまりの繰り上げ、充用金おぼつかまり、おぼつかまりの繰り上げ、充用金おぼつかまりしたため、この面には、おぼつかまり三百五十四万六千円の減といふ数額が、おぼつかまりおぼつかまり

ツギに申す。又都に増額されたものといひしおしは、再建
計画の策定時にも申し上げましたとあり、土木費等で大きな
工事か認められおした関係で道路河川橋りより更に五十一
一十方円以上の増額をばかりとらに基礎排水路等、五十万
円以上の事業を見込みおし、土木費の面に五十一は六十三百
三十余万円という大巾な支出が見込まれ、且下再建計画で更
に中下ツギにおし、苦難の途上にある所とおしは事業面に
あつたおしは一面住民各位に一助はわかつたものがあつた事を
申し上げたわけでもツギにおす。この結果土木費とおしは
修正予算案とおしは、大目本不台わせ、一億以上の金額が計
上された次第でもツギにおす。今後の内容につくおし詳細に
二説明申し上げればよろしいので、ツギにおすが大略以上申し上げ
おした点からいだしおし、その裁断面にあける個々の内容等に

ところをいへば大体が補助金等が二割内のとあり、基礎財政
 費用額の三〇%以内で押えらるゝ關係上ほとんどその負担金
 補助金等には減額をさいありませう、特にその中でも最も減
 額となつたものの中に商工費の中、商工会の助成金等がござい
 ますか、これは当補予算から比較し九十万円を減額をさせ
 ました、だいたは次節でございしますが、反面商工会には一部の事
 務委託をばかりませう、総計で約七十万円近い数字で、平均
 額より組み替へた次節でございします。なほ当初予算編成
 のありともいろいろと、指摘をいたしたところ、三十五年記
 念行事の件で、お国補正でカットいたしました、そのかわり
 例年行なわれりあります、一部の表彰に用います、経費約十
 四万円ほど増額し、いふところ、点か、本補正予算としは大きく
 変りませんでした、下でございします。なほ備前費に於ける西多々

衛生組合の負担金は当初予算に於ておしはし衆処理費ありはじん衆処理費に於ておしはし衆処理費より負担金として組んだのておしはしますが今度の補正に於ておしはし衆処理費の内に一店し西多友衛生組合の負担金として計とし今までの衆処理費の目から負担金を削り整備させたいにたいする次第です。本誌料として三十九万五千円を計し新たに衛生事業費調査料三十万円、それから負担金、補助金十九万円の減、これは先程申し上げましたように十五万円をもつて衛生振興をはからせたいにたいとすることをいふておしはします。その他大きく変わったものとしてやはり衆処理に於ておしはし衆処理費の目から負担金として公益質屋を全面的に当初予算の中から切りはげしし、新たに公益質屋を別途にありせしめたりするわけで大に

に違つておしはし衆処理費の目から負担金として公益質屋を全面的に当初予算の中から切りはげしし、新たに公益質屋を別途にありせしめたりするわけで大に

一議長(中西虎蔵君)これより質疑を行います。

(无答なし)

一議長(中西虎蔵君)質疑を総括いたします。あつかりたいします。議案第五四号は衛生建設費も各常任委員会に分割し、詳細な審議を願うことについてだと思いますがこれに異議ありおせんか。

(異議なしと認める者あり)

一議長(中西虎蔵君)異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なみ本員会の審査報告は本会期中に取願いいたします。

一議長(中西虎蔵君)日程第十昭和四十年年度福生所公益質屋特別会計予算案、議案第五十五号を議題に供します。事務局をしい議案の朗読をいたさずす。

(臨時議事係長朗読)(省略)

一議長(中西虎蔵君)理事者から提案理由の説明を求めます。

本林田助役

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君)議案第五十五号福生所公益質屋特別会計予算にききましく、説明申し上げたいと存じます。先程も余創設正計を一般会計から引きぬきましく新たに四十年年度の公益質屋特別会計予算を補正いたさなければならぬことに相なり

本した次第でございまして、前によりまして、歳入歳出のれみ公益質屋にあきましくは四百六十八万二千円と定め計とし、提案申し上げた次第でございす。すなわち公益質屋自体の事業収入として百三十八万八千円又一般会計から繰り出しまして公益質屋に入す参ります金額が三百六十八万円、先年度からの繰り越し金として入参りますものが三万円、合計で四百六十八万二千円が公益質屋特別会計の歳入となるものでございす。次に歳出について、いへます。これは本予算書の五枚目から詳細に計上されて、来一般会計下支出しあしたものを新たに公益質屋特別会計にあきましくは四月一日から定め、これだけのものを組み替えて支払わなければならぬもの、これにございましてこの内得

に留意いたしたるは繰出金下二さいますが、これは
預貸元金増分として一十万円、公益貸屋基金繰出金を三百
万円、預貸物基金繰出金を三十万円と予定いたしましたし、三百
二十万円と大りに計上されいる次第でございます。なほ本
年度において公債貸関係について未償の元金七十四万
か元金と利子が支払われることにならざるものがありまして
これを当年度に実行いたしましたと公益貸屋運転資金と
して現在未償ありまして起債の内年度末下十三万円を
残すだけと予定いたしてあるものでございします。以上よろし
くご審議のほどを願ひ申し上げます。

議長(中西虎蔵君) 二れより質疑を行はます。

(応答なし)

議長(中西虎蔵君) 質疑を終結いたします。おはかりいたします。

おはかりいたします。議案第五十五号は厚生委員会に休託
し詳細な審議を願うこととしたらと思はますか、これに
異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めさよう決定いたしました。な
ほ委員会の審査報告は本会期中に取願いたします。

議長(中西虎蔵君) 日程第七昭和四年度福生町国民健康保険
特別会計補正予算案、第五十六号を議題に供し
ます。事務局を以て議案の朗読をいたさずとす。

(朗読事務係長朗読) (省略)

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。森田助役

(助役森田造君登壇)

助役(森田造君) お許しをいたさずして議案第五十六号福生町

国民健康保険特別会計補正予算第一号についてお示し、ご説明申し上げたいと存じます。本補正予算は歳入歳出それぞれ二百六十七万四千円を増加いたしました。歳入歳出それぞれ五千六百四十万二千円といたしたため、提案申し上げます。次第申し上げます。今回の補正は歳入の内の歳務費と保険給付費の補正が主でございます。いまし、一、次に要する財源を国庫支本金と天年度の繰越金に求めまして、収支のバランスをとったものでございませう。歳入予算をございませうが、国庫支本金にあらわして、療養給付費増金として、百九十六万四千円を増、これは国庫を負担する天年度の増算分をございませう。さうして三十六万五千円、これは三十九年度の赤字解消のためのテコ入れとして、全国で四十億円の増額されたものの内、当町でいたいただくものでございませう。二、これを合せて、四百四十六万二千円の増額補正をいたさうとするものでございませう。

す。天年度の繰越金が確定して参ります。これによって、これは百二十万三千円を増額補正して、総額二百六十七万四千円となるわけがあります。次に歳入予算をございませうが、歳務費に退職したものがございまして、大きく減額の対象になつて、あるようなわけをございませう。なお保険給付費にあらわしては、三百十九万三千円を増額補正いたさうとするものでございませうが、現在非常に療養給付費がございませう。ありまして、四月から八月までの実績に基づき、これ現時点で勘案いたしますと、年間にあいて、三百十九万三千円程度が不足と考えられます。これを計上させたいに、次第申し上げます。予算百十一万二千円を増額いたします。数字を合せて、先程申し上げました六十三万円の減額と合せて、百六十七万四千円の増額として、本予算案を提案申し上げます。次第

いさいます。よろしく二審議のほどお願ひ申し上げます。

一議長(中西虎蔵君)これより質疑を行います。

一主査(大久保一郎君)議長

一議長(中西虎蔵君)主査

一主査(大久保一郎君)ただいまの助役の説明が良くわかりました。療養給付費三百十九万三千円の増についてこの概要を阻当課長から願ひたいと思います。

一議長(中西虎蔵君)任氏課長

一任氏課長(所田倍二君)目録から説明させていただきます。ただいま保険給付費三百十九万三千円の増額補正についてであります。これが現在手元にかつております請求書が四月から八月までトングいまして実績額を調べますと四月にみかぶ額は三百九十一万二千円となりますが、所から各医師は

支給するのは、割分トングいしますが、当初予算は計上され、ある年間の平均をとりますと三百九十七万四千円となつております。そうしますと四月にみかぶ額は六万ほど不足しておりますが、五月はなりませんと実績額が四百一十程度と三万五千ほど不足になります。ずっと参ります。一、増額にふえてみるのか、八月から九月まで六百万円ばかりふえております。年間に比較すると今後、来年までの見込額が現在の予算四千七百六十九万円に対し五千八十八万円が必要となり、従いまし、その差が三百十九万三千円になりますので、その金額を今回補正しようとするものになります。

一主査(大久保一郎君)議長

一議長(中西虎蔵君)主査

